

# DVに対応するための主な仕組みの概要

①相談	②安全の確保	③離婚・婚姻費用・養育費の請求	④自立生活の支援施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>配偶者暴力相談支援センター*1への相談</b> 配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者に関する各般の問題について、相談に応じる（配暴法3条3項1号）</li> <li>・ <b>婦人相談員への相談</b> 婦人相談員は、DV被害者の相談に応じ、必要な指導を行う（配暴法4条）</li> <li>・ <b>警察への通報・相談</b></li> <li>・ <b>DV・児童虐待等被害者法律相談援助</b> 法テラスにおいて、DV被害者に対し、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する</li> </ul> <p>*1 配偶者暴力相談支援センター：DV被害者を支援する中心的機関で各都道府県及び一部市町村が設置。婦人相談所、男女共同参画センター、児童相談所、福祉事務所などがその機能を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>警察本部長等の援助</b> DV被害を防止する措置の教示その他必要な援助を行う（配暴法8条の2）</li> <li>・ <b>一時保護</b> DV被害者の一時保護を行う（配暴法3条3項3号、4項）</li> <li>・ <b>保護命令</b> 裁判所がDV被害者からの申立てを受けてDV加害者に接近禁止等の命令を発する（配暴法10条）（この他、ストーカー規制法による禁止命令等もあり得る）</li> <li>・ <b>DV等支援措置</b> DV被害者の住民票等の閲覧交付を制限する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>法律相談</b> 弁護士会が運営する法律相談センターが、DV被害者からの法律相談を受け付ける</li> <li>・ <b>情報提供、無料法律相談、弁護士費用の立替え</b> 法テラスにおいて、DV被害者に対し、離婚等手続に関する情報提供のほか、資力の乏しい者に対する無料法律相談や裁判等手続に関する弁護士費用の立替えを実施する</li> <li>・ <b>裁判書類におけるDV被害者の住所等秘匿措置</b> 裁判所がDV被害者からの申立てを受けてDV加害者にDV被害者の住所等を秘匿する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>配偶者暴力相談支援センターによる援助</b> （配暴法3条3項4号）</li> <li>・ <b>居住の確保</b> 婦人保護施設又は母子生活支援施設への入所、公営住宅への優先入居等</li> <li>・ <b>経済的支援</b> 生活保護、生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、児童手当、児童扶養手当 等</li> <li>・ <b>就業支援</b> ハローワークによる職業紹介や職業訓練 等</li> </ul>

# 虐待に対応するための主な仕組みの概要

① 通告・相談	② 調査	③ 保護者等への指導	④ 児童の保護
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>通告義務</b> 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告しなければならない（児虐法6条、児福法25条）</li> <li>・ <b>児童相談所への相談</b> 児童相談所は、家庭その他からの児童に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる（児福法11条1項2号ロ）</li> <li>・ <b>警察への通報・相談</b></li> <li>・ <b>DV・児童虐待等被害者法律相談援助</b> 法テラスにおいて、児童虐待被害者に対し、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>児童の安全確認</b> 児童相談所長等による家庭訪問（児虐法8条）</li> <li>・ <b>出頭要求・立入調査</b> 都道府県知事による保護者に対する児童相談所等への出頭要求（児虐法8条の2） 児童福祉司等による家庭への立入調査（児虐法9条1項）。拒否は50万円以下の罰金（児虐法9条2項, 児童福祉法61条の5）</li> <li>・ <b>臨検又は搜索</b> 児童福祉司等による児童の住所等への臨検又は児童の搜索（児虐法9条の3）。裁判官の許可状が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>面接指導</b> 児童相談所が保護者に対し心理・児童の健康及び心身の発達に関する専門的な指導等を実施する（児福法11条1項2号ハ及びニ） ※指導は②調査の結果や医学・心理学・教育学・社会学・精神保健上の判定に基づいてなされる</li> <li>・ <b>訓戒・誓約</b> 都道府県が児童又は保護者に対し養育の方針や留意事項を示す（児福法27条1項1号）</li> <li>・ <b>児童福祉司指導</b> 児童福祉司等が児童又は保護者を指導する（児福法27条1項2号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>一時保護</b> 児童相談所長が原則2か月以内の間、児童を施設等に入所させる（児福法33条） ※必要に応じて②調査中でも実施する</li> <li>・ <b>施設入所・里親委託等</b> 都道府県が児童を児童養護施設等に入所させ、又は里親等に委託する（児福法27条1項3号, 28条）</li> <li>・ <b>親権停止・喪失</b> 家庭裁判所が、児童相談所長等の請求により、親権者の親権を2年を超えない範囲内で停止又は永久に喪失させる（児福法33条の7, 民法834条の2, 834条）</li> </ul>